

国税庁や税務署をかたる 詐欺メールや電話にご注意を

国税庁や税務署をかたる詐欺が巧妙化しています。最近の詐欺手口の傾向と対策をご案内します。

定額減税や給付金の還付で 誘う手口

税務署や市町村役場を装い「定額減税の関係で還付を受けられる」との名目で、銀行口座や暗証番号等を尋ねたり、ATMからの送金を促したりする詐欺が報告されています。

定額減税や給付金について、国税庁(局)や税務署、都道府県や市区町村が、電話やメールで個人情報を尋ねたり、送金を指示したりすることは一切ありません。安易に返答したり、メールに記載されたURLにアクセスしたりしないよう、ご注意ください。最近ではAI・自動音声による電話で、税金と称して金銭を要求する事例も報告されています。

税金の未払や滞納で 不安を煽る手口

国税庁や国税不服審判所を名乗り、「滞納や未納がある」として税金の督促を装う詐欺もあります。期限を指定してその日までに納めなければ差押えを執行すると脅し、不安を煽りつつ特定サイトに誘導し、個人情報やクレジットカード情報等を入力させる手口です。例えば次の件名でメールが届きます。

- 税務署からのお知らせ【宛名の登録確認及び秘密の質問等の登録に関するお知らせ】
- e-Tax 税務署からの【未払い税金のお知らせ】
- 【重要】滞納した税金がござります
- 【税務署】未払い税金のお知らせ
- 【重要】国税電子申告・納税システム

メールには「発行元:国税庁」などと明記され、

住所や法人番号等も記載されていますが、これらも偽装です。そもそも国税庁等が納付や差押えに関するメールを送信することはありません。

また、e-Tax から送信される「税務署からのお知らせ」を装った詐欺メールの事例もあります。正規のe-Taxからのメールを見分けるポイントは、以下のとおりです。

- ① 送信元表記が「e-Tax (国税電子申告・納税システム) <info@e-tax.nta.go.jp>」である
- ② 宛名登録している場合には、メール本文の宛名に登録した宛名が表示される
(「担当者様」「納税者様」といった広く一般的な表現はされない)
- ③ 支払の催促などの内容を含むメールは送信されない

税務調査を匂わせるアプローチ

税務調査の実施を連絡するメールで税務署をかたるアカウントに送金を求めたり、「税務署からのアンケート」や「株取引等に関連して……」と偽り、電話で個人情報を聞き出そうとしたりする手口もあります。

また、税務調査や滞納整理を装って直接自宅等を訪問し、帳簿や金庫を見たり、現金やキャッシュカード等を持ち去ったりする、ニセ税務職員の事例も発生しています。税務職員が税務調査等で訪問する際には、必ず質問検査章と顔写真付きの身分証明書を携帯しています。査察調査等の際は、裁判官が発付した「臨検・搜索・差押許可状」を必ず呈示しています。

不審に思われた場合は、即答を避け、相手の所属部署や氏名、電話番号等を控えた上で、最寄りの税務署にお問い合わせください。

110万円の贈与なら、どちらがお得？

個人間の贈与には、原則、贈与税がかかります。この贈与税の課税方法は、(1) 暦年課税と (2) 相続時精算課税の2つがあります。2024 年分の贈与から一部改正がなされたことで、どちらの課税方法を選択するか改めての検討が必要な場合も……。110万円の贈与を例に考えてみます。

贈与税を計算する2つの方法

(1) 暦年課税

(2) を選択した場合を除き、暦年 (1月1日から12月31日) ごと、受贈者がその年分に贈与を受けた財産の合計額について、原則、次の算式で贈与税額を計算します。

その年分の受贈財産の合計額 - 基礎控除額 (110万円) = 差引金額 (A)
 $A \times \text{税率}^{\ast} = \text{贈与税額}$

(※) 速算表によるが、贈与者と受贈者との続柄や受贈者の年齢によって適用する税率 (一般税率・特例税率) は異なる

贈与者の死亡により相続が発生した場合、相続等により財産を取得した方は、原則、相続開始前3年以内 (2024年の贈与から7年以内) に贈与を受けた分を相続財産に加算 (生前贈与加算) して、相続税額を計算します。

(2) 相続時精算課税

60歳以上の父母や祖父母等から18歳以上の子や孫等への贈与など、一定の要件に該当する場合、受贈者は贈与者ごとに相続時精算課税を選択できます。選択した場合の贈与税額は、その贈与者ごとに、原則、次の算式で計算します。

相続時精算課税を選択した贈与者 (特定贈与者) からのその年分の受贈財産の合計額 - 基礎控除額 (110万円)^{*1} - 特別控除額^{*2} = 差引金額 (A)
 $A \times 20\% = \text{贈与税額}$

(※1) 2024年分の贈与から適用。特定贈与者が複数ならば按分必要
 (※2) 2,500万円 (既に前年以前にこの特別控除額を控除している場合は、残額)

特定贈与者の死亡により相続が発生した場

合、受贈者は、原則、贈与時の価額^{*}を相続財産に合算して、相続税額を計算します。

(※) 2024年分以降の贈与は基礎控除額を超える部分。別途被災特例あり

110万円の贈与ならば？

(1) と (2) どちらを選択すると税金が得になるか、次の例で考えてみましょう。

例. 2024.12: 70歳父から45歳子へ110万円贈与
 2026.10: 父死亡で相続発生、子は相続財産を取得

| | 2024.12 贈与 | 2026.10 相続 (加算・合算分) |
|-----|------------|---------------------|
| (1) | 贈与税額0円 | 生前贈与加算110万円 |
| (2) | 贈与税額0円 | 相続時精算課税適用財産0円 |

贈与は基礎控除額以下で、どちらも贈与税額は発生しません。相続での (2) は基礎控除額以下で合算額はなく、(1) より生前贈与加算額に係る相続税額相当分が得となります。

ただし (2) の選択には、次に留意します。

- (2) を選択する場合は、たとえ贈与税の申告書を提出しなくとも、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までに、相続時精算課税選択届出書の提出が必要
- 特定贈与者からの贈与は、その後の贈与についても必ず (2) を適用し、(1) への変更は不可

上記例では (2) が得になりましたが、条件次第ではそうとも言い切れません。まずは (2) が適用できるか確認をし、適用可能であれば試算しましょう。そもそも贈与は将来において争族となる可能性も秘めています。十分検討した上で実行する必要があります。

2023年の年末賞与支給状況

今年も年末賞与の季節を迎えます。ここでは参考情報として、厚生労働省の調査結果*から主な産業別に、昨年(2023年)の年末賞与の支給状況をみていきます。

支給額は給与1ヶ月超に

上記調査結果から、2023年の年末賞与支給労働者1人平均支給額(以下、1人平均支給額)などを産業・事業所規模別にまとめると、下表のとおりです。

調査産業計(以下、全体)の1人平均支給額は5~29人が27.5万円で、前年比0.3%の増加です。30~99人は35.1万円で同1.1%の減少となっています。2022年の年末賞与では、ど

ちらの規模も前年より増加しましたが、2023年は増減が分かれました。

全体のきまって支給する給与に対する支給割合は5~29人が1.02ヶ月、30~99人が1.15ヶ月で、どちらの規模も1ヶ月を超えました。

全体の支給事業所数割合は5~29人が65.7%、30~99人が90.5%となっており、6割以上の事業所が年末賞与を支給していることがわかります。

2023年産業・事業所規模別 年末賞与支給労働者1人平均支給額など(1)

| 産業 | 支給労働者1人平均支給額(千円、%) | | | | きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月) | | 支給事業所数割合(%) | |
|----------|--------------------|-------|--------|-------|------------------------|--------|-------------|--------|
| | 5~29人 | 前年比 | 30~99人 | 前年比 | 5~29人 | 30~99人 | 5~29人 | 30~99人 |
| 調査産業計 | 275 | 0.3 | 351 | -1.1 | 1.02 | 1.15 | 65.7 | 90.5 |
| 建設業 | 358 | 3.4 | 517 | -8.1 | 1.06 | 1.38 | 72.7 | 92.0 |
| 総合工事業 | 348 | -4.6 | 533 | -2.9 | 1.01 | 1.35 | 73.6 | 91.4 |
| 職別工事業 | 293 | -2.9 | 426 | -6.5 | 0.98 | 1.20 | 70.2 | 100.0 |
| 設備工事業 | 433 | 23.6 | 517 | -17.5 | 1.23 | 1.45 | 74.0 | 90.4 |
| 製造業 | 286 | 2.1 | 391 | 6.9 | 0.99 | 1.23 | 71.7 | 93.9 |
| 消費関連製造業 | 193 | -4.5 | 285 | 10.4 | 0.80 | 0.97 | 60.7 | 91.1 |
| 素材関連製造業 | 301 | 4.3 | 435 | 6.1 | 1.00 | 1.38 | 77.6 | 95.7 |
| 機械関連製造業 | 361 | 3.7 | 438 | 7.6 | 1.17 | 1.31 | 76.7 | 94.8 |
| 食料品・たばこ | 177 | -9.3 | 279 | 17.8 | 0.83 | 0.96 | 61.1 | 93.3 |
| 繊維工業 | 199 | 5.8 | 248 | -5.0 | 0.75 | 0.96 | 61.7 | 87.6 |
| 木材・木製品 | 256 | -10.7 | 342 | 3.1 | 1.02 | 1.19 | 79.9 | 89.9 |
| 家具・装備品 | 231 | 11.9 | 280 | -6.7 | 0.75 | 0.93 | 70.3 | 88.1 |
| パルプ・紙 | 226 | 22.9 | 385 | 3.3 | 0.83 | 1.22 | 81.0 | 96.4 |
| 印刷・同関連業 | 218 | 13.6 | 335 | 9.1 | 0.78 | 1.05 | 60.5 | 87.3 |
| 化学、石油・石炭 | 523 | 56.7 | 602 | 5.0 | 1.45 | 1.80 | 80.4 | 93.8 |
| プラスチック製品 | 237 | -6.2 | 331 | 6.7 | 0.84 | 1.06 | 66.8 | 96.5 |
| ゴム製品 | 327 | 58.2 | 390 | 13.4 | 0.94 | 1.29 | 83.1 | 95.1 |
| 窯業・土石製品 | 342 | 41.1 | 428 | 10.5 | 1.18 | 1.34 | 72.8 | 100.0 |
| 鉄鋼業 | 324 | -9.9 | 560 | 1.3 | 1.05 | 1.75 | 76.8 | 98.1 |
| 非鉄金属製造業 | 334 | 31.8 | 499 | -0.4 | 1.22 | 1.59 | 67.0 | 95.8 |
| 金属製品製造業 | 272 | -19.7 | 419 | 8.4 | 0.89 | 1.36 | 83.1 | 94.9 |
| はん用機械器具 | 481 | 17.5 | 399 | -5.5 | 1.46 | 1.27 | 89.2 | 95.3 |
| 生産用機械器具 | 316 | -4.5 | 547 | 3.9 | 1.05 | 1.44 | 85.9 | 99.4 |
| 業務用機械器具 | 384 | 34.6 | 424 | -4.3 | 1.24 | 1.34 | 71.7 | 90.0 |
| 電子・デバイス | 277 | -12.8 | 369 | 20.1 | 0.92 | 1.20 | 57.9 | 82.7 |
| 電気機械器具 | 348 | -15.9 | 397 | 36.5 | 1.10 | 1.35 | 65.5 | 96.9 |
| 情報通信機械器具 | 547 | 17.2 | 325 | -4.6 | 1.42 | 1.08 | 69.3 | 81.1 |
| 輸送用機械器具 | 370 | 22.6 | 404 | 0.2 | 1.30 | 1.17 | 76.2 | 98.1 |
| その他の製造業 | 205 | -18.7 | 303 | 6.1 | 0.81 | 1.03 | 54.8 | 90.7 |

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

2023年産業・事業所規模別 年末賞与支給労働者1人平均支給額など(2)

| 産業 | 支給労働者1人平均支給額(千円、%) | | | | きまって支給する給与に対する支給割合(ヶ月) | | 支給事業所数割合(%) | |
|------------|--------------------|-------|--------|-------|------------------------|--------|-------------|--------|
| | 5~29人 | 前年比 | 30~99人 | 前年比 | 5~29人 | 30~99人 | 5~29人 | 30~99人 |
| 電気・ガス・熱供給等 | 581 | -15.5 | 767 | 1.6 | 1.63 | 1.83 | 92.7 | 92.0 |
| 情報通信業 | 481 | 25.9 | 509 | -0.7 | 1.33 | 1.45 | 62.5 | 87.0 |
| 情報サービス業 | 555 | 13.5 | 530 | -0.5 | 1.55 | 1.45 | 61.7 | 87.3 |
| 映像音声文字情報 | 450 | 20.2 | 715 | 11.4 | 1.20 | 1.65 | 54.5 | 87.2 |
| 運輸業、郵便業 | 294 | -10.7 | 349 | 7.3 | 0.93 | 1.02 | 57.0 | 90.7 |
| 道路旅客運送業 | 474 | 459.4 | 191 | 8.4 | 1.64 | 0.65 | 31.6 | 81.3 |
| 道路貨物運送業 | 221 | 4.5 | 306 | 1.9 | 0.70 | 0.92 | 51.5 | 90.3 |
| 卸売業、小売業 | 298 | 4.0 | 327 | -5.2 | 1.04 | 1.02 | 69.1 | 88.7 |
| 卸売業 | 490 | 4.4 | 589 | -4.8 | 1.47 | 1.58 | 83.4 | 91.3 |
| 繊維・衣服等卸売業 | 315 | -21.4 | 443 | 38.7 | 0.97 | 1.29 | 91.3 | 70.0 |
| 飲食料品卸売業 | 419 | 27.0 | 454 | 32.2 | 1.33 | 1.29 | 83.4 | 90.2 |
| 機械器具卸売業 | 556 | -6.6 | 680 | -15.2 | 1.60 | 1.87 | 84.7 | 90.2 |
| 小売業 | 200 | -1.7 | 147 | -2.5 | 0.82 | 0.66 | 63.3 | 87.1 |
| 各種商品小売業 | 40 | -51.8 | 105 | -13.6 | 0.29 | 0.58 | 39.4 | 100.0 |
| 織物等小売業 | 176 | 41.6 | 59 | -71.7 | 0.74 | 0.46 | 77.4 | 37.9 |
| 飲食料品小売業 | 78 | 6.5 | 81 | -7.6 | 0.49 | 0.49 | 35.5 | 87.4 |
| 機械器具小売業 | 462 | 7.6 | 527 | 11.5 | 1.35 | 1.50 | 76.2 | 100.0 |
| 金融業、保険業 | 542 | 6.0 | 607 | 10.7 | 1.70 | 1.59 | 91.3 | 90.8 |
| 不動産業、物品賃貸業 | 451 | -7.3 | 416 | -20.9 | 1.39 | 1.21 | 68.4 | 89.9 |
| 不動産業 | 453 | -17.9 | 415 | -15.6 | 1.44 | 1.22 | 68.2 | 91.1 |
| 物品賃貸業 | 447 | 37.9 | 420 | -28.9 | 1.23 | 1.17 | 69.1 | 87.7 |
| 学術研究等 | 456 | -1.6 | 599 | 2.4 | 1.35 | 1.58 | 74.8 | 89.1 |
| 専門サービス業 | 424 | 1.3 | 488 | 2.9 | 1.30 | 1.36 | 68.6 | 86.2 |
| 広告業 | 249 | -8.3 | 424 | 13.6 | 0.88 | 1.18 | 54.6 | 71.0 |
| 技術サービス業 | 451 | 3.3 | 608 | 2.6 | 1.33 | 1.60 | 79.3 | 91.2 |
| 飲食サービス業等 | 46 | -9.6 | 67 | 7.2 | 0.38 | 0.39 | 41.9 | 83.6 |
| 宿泊業 | 98 | -43.6 | 113 | 7.4 | 0.68 | 0.60 | 50.2 | 81.0 |
| 飲食店 | 32 | -14.5 | 52 | 16.8 | 0.30 | 0.31 | 38.3 | 84.1 |
| 持ち帰り・配達飲食 | 88 | 19.7 | 121 | -14.3 | 0.53 | 0.61 | 54.8 | 84.3 |
| 生活関連サービス業等 | 124 | -7.7 | 178 | 2.4 | 0.61 | 0.77 | 45.6 | 81.6 |
| 娯楽業 | 103 | -12.6 | 162 | -9.0 | 0.56 | 0.76 | 55.6 | 86.2 |
| 教育、学習支援業 | 333 | -11.7 | 620 | 1.2 | 1.30 | 1.86 | 70.1 | 98.8 |
| 学校教育 | 483 | 0.1 | 633 | 0.8 | 1.71 | 1.89 | 82.4 | 99.3 |
| 他教育、学習支援 | 170 | -30.8 | 476 | 6.4 | 0.99 | 1.49 | 63.1 | 92.4 |
| その他のサービス業 | 348 | 6.5 | 297 | 25.7 | 1.15 | 1.02 | 69.6 | 83.9 |
| 廃棄物処理業 | 235 | -22.1 | 386 | 3.7 | 0.91 | 1.20 | 79.0 | 97.8 |
| 自動車整備等 | 408 | -3.0 | 564 | 16.2 | 1.19 | 1.48 | 71.2 | 90.9 |
| 職業紹介・派遣業 | 227 | 0.0 | 137 | 23.1 | 1.10 | 0.73 | 71.1 | 56.1 |
| 他の事業サービス | 371 | 30.9 | 284 | 41.8 | 1.10 | 0.93 | 64.0 | 87.5 |

厚生労働省「毎月勤労統計調査」より作成

産業別の状況

次に産業別の1人平均支給額をみると、5～29人は電気・ガス・熱供給等の58.1万円が最も高くなりました。機械器具卸売業と情報サービス業も55万円を超えました。30～99人も、電気・ガス・熱供給等が76.7万円で最も高い状況です。映像音声文字情報も70万円を超え

ています。

きまって支給する給与に対する支給割合は、どちらの規模も学校教育が最も高くなりましたが、2ヶ月には届きませんでした。

支給事業所数割合は30～99人で100%となる産業がありますが、5～29人では90%台が最高となっています。今年の年末賞与はどのような結果となるでしょうか。

※厚生労働省「毎月勤労統計調査」

日本標準産業分類に基づく16大産業に属する、常用労働者5人以上の約200万事業所から抽出した約3.3万事業所を対象にした調査です。支給労働者1人平均支給額は、賞与を支給した事業所の全常用労働者についての1人平均賞与支給額です。きまって支給する給与に対する支給割合は、賞与を支給した事業所ごとに算出した、きまって支給する給与に対する賞与の割合(支給月数)の1事業所当たりの平均です。支給事業所数割合は、事業所総数に対する賞与を支給した事業所数の割合です。他の規模のデータなど詳細は、次のURLのページ内の全国調査(年末賞与の結果)から確認いただけます。

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/30-1a.html>

★12月のお知らせ★

事業主の
みなさまへ

令和7年4月1日～育児・介護休業法が改正されます！

男女とも仕事と育児・介護を両立できるように、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の拡充や介護離職防止のための雇用環境整備、個別周知、意向確認の義務化などが改正されます。就業規則等の見直しも必要になりますので、確認しておきましょう！

① 子の看護休暇の見直し

| 改正内容 | 施行前 | 施行後 |
|----------------|--|---|
| 対象となる子の範囲の拡大 | 小学校就学の始期に達するまで | 小学校3年生修了まで |
| 取得事由の追加 | ①病気・けが ②予防接種・健康診断 | ①②に加え追加 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園(入学)式、卒園式 |
| 労使協定による除外規定の廃止 | 〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②継続雇用期間6か月未満 | 〈除外できる労働者〉 ①週の所定労働日数が2日以下 ②を撤廃 |
| 名称変更 | 子の看護休暇 | 子の看護等休暇 |

② 所定外労働の制限(残業免除)の対象拡大

| 改正内容 | 施行前 | 施行後 |
|------------------|----------------|------------------|
| 請求可能となる労働者の範囲の拡大 | 3歳未満の子を養育する労働者 | 小学校就学前の子を養育する労働者 |

③ 短時間勤務制度(3歳未満)の代替措置にテレワーク追加

| 改正内容 | 施行前 | 施行後 |
|--------------|--|-----------------------------|
| 代替措置のメニューを追加 | 〈代替措置〉 ①育児休業に関する制度に準ずる措置 ②始業時刻の変更等 | 〈代替措置〉 ①②に加え追加 ③テレワーク |

④ 育児のためのテレワーク導入

事業主は、3歳未満の子を養育する労働者がテレワークを選択できるように措置を講ずることが努力義務化

⑤ 育児休業取得状況の公表義務適用拡大

| 改正内容 | 施行前 | 施行後 |
|-----------------|----------------|--------------|
| 公表義務の対象となる企業の拡大 | 従業員数1,000人超の企業 | 従業員数300人超の企業 |

※次回以降、介護に関する改正をお知らせいたします。

★令和6年12月の営業土曜日は
以下のとおりです。



7日(土) 休
14日(土) 休
21日(土) 営業(税務・労務)
28日(土) 営業(税務・労務)

★ ご質問、ご相談等はこちらまで・・・

トキワビジネス協同組合 寺山社会保険労務士事務所

TEL : 048 - 571 - 2231 FAX : 048 - 570 - 1929

URL : <http://www.terazei.com/>



年末年始の休業日 令和6年12月29日(日)～令和7年1月4日(土)